

夜間中学に関する資料

衆議院文部科学調査室

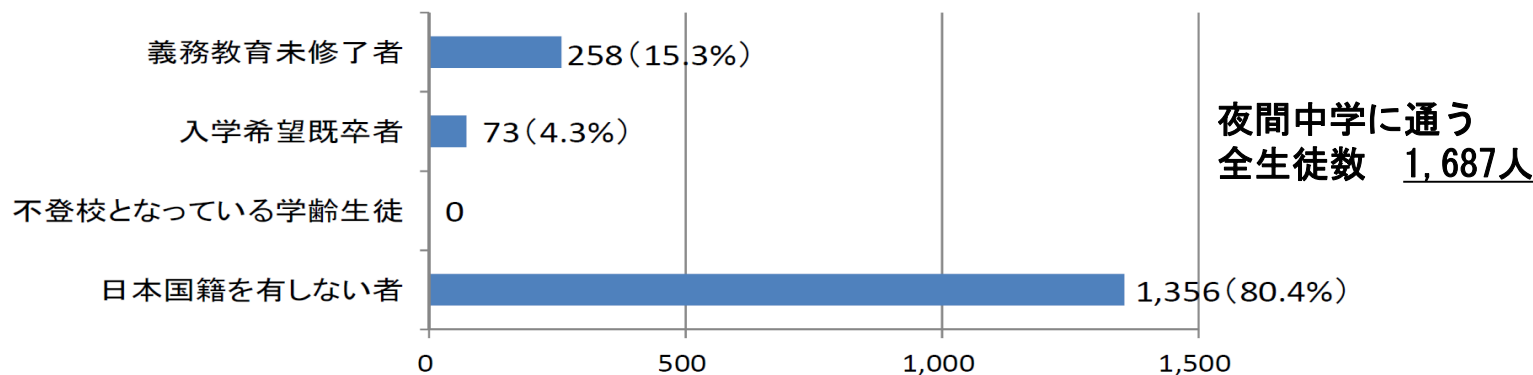
夜間中学とは

➤ 夜間中学とは(期待される役割)

- 中学校夜間学級（いわゆる「夜間中学」）は、戦後の混乱期中で、生活困窮などの理由から、昼間に就労・家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に、中学校に付設された学級である。
- 近年、夜間中学に対しては、①義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、②不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、③外国籍の者など、義務教育を受ける機会を実質的に保証するための様々な役割が期待されている。

【属性別の生徒数】

(平成29年7月1日時点)



【年齢別の生徒数】

(平成29年7月1日時点)

	学齢期	15 ^(※) ～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
	男	0 (0.0%)	196 (11.6%)	123 (7.3%)	74 (4.4%)	45 (2.7%)	34 (2.0%)	113 (6.7%)
女	0 (0.0%)	146 (8.7%)	162 (9.6%)	151 (9.0%)	172 (10.2%)	128 (7.6%)	343 (20.3%)	1,102 (65.3%)
合計	0 (0.0%)	342 (20.3%)	285 (16.9%)	225 (13.3%)	217 (12.9%)	162 (9.6%)	456 (27.0%)	1,687 (100%)

() 内は、生徒数合計を100%とした場合の割合。

※満15歳に達した日の属する学年の終わり以降で、調査時点（平成29年7月1日）に15歳であった者。

夜間中学の設置状況

➤ 夜間中学の設置・充実

- 夜間中学の果たす役割に期待が高まる中、平成28年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立した。

本法律においては、義務教育段階に就学の機会が提供されなかった学齢期を経過した者のうちに、改めて就学を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。

- 文部科学省は、全ての都道府県に少なくとも1つは夜間中学が設置されることを目指すという方針を掲げている。

➤ 設置状況

- 平成28年4月現在、8都府県25市区に31校が設置されている。



- ・ (千葉県) 市川市
- ・ (東京都) 墨田区、大田区、世田谷区、荒川区、足立区、江戸川区、葛飾区、八王子市
- ・ (神奈川県) 川崎市、横浜市
- ・ (京都府) 京都市
- ・ (大阪府) 大阪市、堺市、岸和田市、東大阪市、八尾市、守口市、豊中市
- ・ (兵庫県) 神戸市、尼崎市
- ・ (奈良県) 奈良市、天理市、橿原市
- ・ (広島県) 広島市

卒業後の状況

➤ 卒業後の進路等

- 夜間中学を平成28年度に卒業した生徒の卒業後の状況としては、高等学校への進学が約45%と一番多い状況である。なお、平成28年度に夜間中学を卒業した生徒の数は、344人である。

【夜間中学卒業後の状況（平成28年度卒業生）】

(卒業後の状況別)	日本国籍	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	29	126	155
	(8.4%)	(36.6%)	(45.1%)
専修学校進学	0	1	1
	(0.0%)	(0.3%)	(0.3%)
就職	10	50	60
	(2.9%)	(14.5%)	(17.4%)
その他	37	91	128
	(10.8%)	(26.5%)	(37.2%)
合計	76	268	344
	(22.1%)	(77.9%)	(100%)

() 内は、平成28年度に夜間中学を卒業した生徒数を100%とした場合の割合。

(出所) 以上、いずれも文部科学省資料をもとに調査室作成